



障害基礎年金をご存知ですか？

問 住民課 国民年金係
☎ 932-1467(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線117)



国民年金に加入している間にかかった病気やけがが原因で障がいが残り、国民年金保険料の納付要件を満たしているときは、障害基礎年金を受給できる場合があります。

請求できる条件

- ▶ **対象者** 障がいの原因となった病気やけがで、初めて病院にかかった日(初診日)において、次のいずれかに該当している人。
 - 国民年金(1号・3号)に加入中だった人
 - 老齢基礎年金の繰り上げ請求をしておらず、当時厚生年金に加入していなかった60歳～64歳の人
 - ▶ **納付要件** 障害基礎年金を請求するには、次のどちらかの納付要件を満たしていなければなりません。
 - 初診日の属する月の前々月までの1年間、保険料の未納がないこと
 - 初診日の属する月の前々月までの公的年金被保険者期間で、3分の2以上の納付済期間(免除期間を含む)があること
- ※20歳前に初診日がある場合は、この納付要件はありません。

注意点

- 障害者手帳の有無や等級は関係ありません。診断書をもとに、国民年金法で定められた障害等級に該当するかどうかで、受給できるかが決まります。
- 厚生年金もしくは共済年金加入期間中に初診日がある場合は、障害厚生年金、障害共済年金を請求することになります。年金事務所または各共済組合にご相談ください。

まずはご相談を

請求できるのか、どのような書類が必要なのかは、人によって異なります。
まずは、役場1階 住民課窓口でご相談ください。



「進学」などで、他市町村への転出が決まったら学生用資格確認書の手続きを

問 住民課 国民健康保険係
☎ 932-1467(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線117)



須恵町国民健康保険に加入している人が、大学などへの進学により須恵町から他市区町村に住民票を移す場合は、学生用資格確認書(旧学生用保険証)などの手続きが必要です。

学生用保険証とは？

須恵町に住所がない人は、原則として須恵町国民健康保険の保険証を使うことができず、住所がある市区町村で国民健康保険に加入する必要があります。
ただし、特例として進学を理由に住所を移し、須恵町にいる扶養義務者が生計を維持している場合は、須恵町が発行する学生用保険証を使うことができます。
※令和6年12月2日に保険証が廃止となったため、廃止以降は学生用資格確認書または資格情報のお知らせが発行されています。
※学生用保険証(または学生用資格確認書または資格情報のお知らせ)を使用できるのは「学生である期間」のみです。

転出届の提出前に

次のものをご持参の上、役場1階 住民課窓口で手続きを行ってください。

- 1 学生であることが証明できるもの
在学証明書または学生証、入学前の場合は合格通知書
- 2 今までの国民健康保険証(または学生用資格確認書または資格情報のお知らせ)
- 3 マイナンバーカードおよび免許証など顔写真付き公的身分証明書

学生用保険証をお使いの人へ

すでに学生用保険証(右上に学がある保険証)をお持ちの人が、卒業などにより学生でなくなる場合は、学生用保険証(または学生用資格確認書または資格情報のお知らせ)を返却し、進路に応じた手続きが必要です。
学生用保険証(または学生用資格確認書または資格情報のお知らせ)をお持ちで、今年3月に卒業予定の人がいる世帯には、手続きの案内通知を3月上旬にお送りします。
必要書類をご確認の上、速やかにお手続きをしてください。



令和7年度 障がい者タクシー券を発行します

問 福祉課 障がい者福祉係
☎ 932-1493(ダイヤルイン)
☎ 932-1151(内線126)



在宅の障がい者に対して、タクシーの初乗り料金を助成するタクシー券の発行を行います。タクシー券は、4月1日(火)から利用できます。

- ▶ **発行日** 4月1日(火)から
- ▶ **受付時間** 8時30分～17時15分
※土日祝日を除く
- ▶ **発行場所** 役場1階 福祉課窓口
- ▶ **対象者** 身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神保健福祉手帳、特定疾患(指定難病)医療受給者証をお持ちの人
- ▶ **必要なもの** 各種手帳または受給者証
※代理の人が手続きをする場合は代理の人の印鑑が必要です。



マイナンバーカードを利用した引越しワンストップサービスのお知らせ

問 住民課 住民係
☎ 932-1467(ダイヤルイン)
☎ 932-1151(内線111)



マイナンバーカードをお持ちの人は、マイナポータルからインターネットで転出届を提出することで、転出手続きのための役場への来庁が原則不要になります。
※転入先市区町村の窓口での転入手続きはこれまで通り必要です。

他にも、転入や同一市町村内の転居手続きのための来庁予定に関する連絡(転入予約)が可能となりました。詳細や転出に伴う各種手続き、注意点は上記QRコードからご覧ください。

- ▶ **手続き可能期間**
 - 引越し前に申請する場合 引越し予定日の30日前から
 - 引越し後に申請する場合 引越し日から10日以内
- ※上記以外の期間は、従来どおり窓口や郵送で転出届の届出を行ってください。
- ▶ **利用対象者**
 - 日本国内で引越しをする人
 - 申請者本人および申請者と住民票上同一世帯員の引越し
- ※委任状が必要となる代理人でのお手続きはできません。
- ▶ **必要なもの**
 - マイナンバーカードの読み込みに対応したスマートフォンなどの機器
 - 「マイナポータル」アプリ
 - 電子証明書が有効なマイナンバーカード
- ※電子証明書を忘れた場合は、役場窓口などで再設定が必要です。
- ▶ **問い合わせ先**
マイナンバー総合フリーダイヤル ☎ 0120-95-0178
受付時間は9時30分～20時まで(土日祝日は9時30分～17時30分まで)※年末年始を除く
音声ガイダンスに従い「4番 マイナポータル」を指定してください。



役場からの インフォメーション



町税の納付忘れにご注意ください

問 税務課 収納係
☎ 932-1495(ダイヤルイン)
☎ 932-1151(内線133)



3月31日(月)に納付期限をむかえる町税があります。

町税の納付書の裏面に記載している納付場所(須恵町役場、金融機関、コンビニエンスストアなど)や、インターネットに接続してキャッシュレス決済、電子納付などでの納付が可能です。

また、振替口座の登録がある人は、納付期限当日に登録されている口座から、該当町税の金額分を引き落としますので、預金残高にご注意をお願いします。

▶ **対象の税目** 国民健康保険税 **10期**



税公金セルフ収納機を設置します

問 会計課 会計係
☎ 932-1524(ダイヤルイン)
☎ 932-1151(内線171)



皆さんがご自身で機械を操作し、支払いから領収書の受け取りまでを機械で行うことができる、税公金セルフ収納機を設置します。

須恵町が発行した税金や使用料などが対象です。

- ▶ **稼働開始日**
4月1日(火)から
8時30分～17時15分
(土日祝日および12月29日～1月3日を除く)
※手書きの納付書は取り扱いできません。
※現金のみの取り扱いとなります。
 - ▶ **設置場所** 役場1階 会計課前
- ※詳細は広報すえ4月号および須恵町ホームページにてお知らせします。

